

## 事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 変更
(宛先) 京都府知事		平成26年8月7日	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府福知山市字内記13-1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 福知山市長 松山 正治	

主たる業種	市町村機関					細分類番号	9 8 2 1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則					第12条第1項第1号 第12条第1項第2号又は第3号 第12条第1項第4号		
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで							
基本方針	平成22年度を基準に、平成25年度の温室効果ガス排出量を4%以上削減する							
計画を推進するための体制	福知山市役所地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減を取組む。							
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	21,206.0トン 21,206.0トン	20,808.8トン 20,808.8トン	20,412.8トン 20,412.8トン	20,016.8トン 20,016.8トン	-3.8 -3.8	パーセント パーセント	
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	目標の根拠	事務部門については、3年平均3%、事業部門については、3年平均2%の削減を目指す。						
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (人件数)	23.82	23.28	22.74	22.21	-4.48	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )						パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	排出量を職員数で除したもの指標とした							
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考			
	46.0パーセント	46.0パーセント	73.0パーセント	80.0パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理に努める。						
	(24)年度	機器の適正な運転管理に努める。						
	(25)年度	機器の適正な運転管理に努める。						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月第2木曜日をノーマイカーデーとしている。						
	上記の措置を採用する理由	自家用車の利用を控えるとともに、公共交通機関の利用増に努める。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	緑のカーテン事業、環境出前講座などを市民対象として実施し、温暖化対策について啓発している。							
特記事項	平成22年度に施設改修を行ったことから、基準年度を22年度とすることが合理的と判断した。							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。